

○箕輪町関係人口創出施設東みのわサテライトオフィス設置条例

令和3年9月21日条例第30号

箕輪町関係人口創出施設東みのわサテライトオフィス設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、箕輪町関係人口創出施設東みのわサテライトオフィス（以下「サテライトオフィス」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 多様化する働き方と働く場所を確保し、新たな人の流れを創出するとともに産業の活性化と振興を図ることを目的とするため、このサテライトオフィスを設置する。

(名称及び位置)

第3条 サテライトオフィスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕輪町関係人口創出施設東みのわサテライトオフィス	箕輪町大字東箕輪3295番地2

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) シェアオフィス 個別型レンタルオフィスをいう。
- (2) コワーキングスペース 共同利用型レンタルオフィスをいう。
- (3) 会議室 産業の活性化と振興を図るための会議スペースをいう。
- (4) レンタル室 多目的に使える個室スペースをいう。
- (5) 談話室 利用者が歓談できるスペースをいう。
- (6) 施設等 サテライトオフィスの施設、設備及び備品をいう。

(使用期間)

第5条 サテライトオフィスの使用期間は、3年以内とする。ただし、町長が特に必要を認めるときは、使用期間を延長することができる。

(使用の申請及び許可)

第6条 サテライトオフィスを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用時間)

第7条 サテライトオフィスの使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、シェアオフィスにおいては、この限りでない。

(使用許可の制限)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サテライトオフィスの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) サテライトオフィスの施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が使用を不相当と認めるとき。

(目的外使用の禁止)

第9条 第6条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、町長はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の内容又は条件に違反したとき。
- (3) 許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 町税等に滞納があったとき。
- (5) 第8条各号の規定のいずれかに該当したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(使用料の納付等)

第11条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。
- 3 使用料の納付方法は、規則で定める。
- 4 前3項の規定にかかわらず、町長が特に適当と認めるときは、使用料を減額又は免除すること

ができる。

- 5 既に納めた使用料は還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の費用負担)

第12条 シェアオフィスの使用者は、電気料を負担するものとする。

- 2 使用者の責めに帰すべき事由によって生じた施設等の修繕費等は、使用者が負担するものとする。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、サテライトオフィスの使用を終了したとき、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復し、必要に応じて担当職員の点検を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、施設等に損害を与えた場合には、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。
(箕輪町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)
- 2 箕輪町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和42年箕輪町条例第43号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表（第11条関係）

- 1 シェアオフィス使用料

名称	面積	使用料（月額）
シェアオフィス1	15.8㎡	32,000円
シェアオフィス2	15.8㎡	32,000円

シェアオフィス 3	5.4㎡	11,000円
シェアオフィス 4	7.6㎡	15,000円
シェアオフィス 5	17.5㎡	35,000円
シェアオフィス 6	17.1㎡	34,000円

備考 使用期間が1月に満たない場合は、当該月の現日数を基礎として日割りにより算定する（この額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

2 コワーキングスペース使用料

名称	使用料（1人当たり日額）
コワーキングスペース（フリー）	500円
コワーキングスペース（半個室）	1,000円

3 会議室使用料

名称	面積	使用料（6時間以内）	使用料（日額）
会議室	23.8㎡	1,000円	2,000円

4 レンタル室使用料

名称	面積	使用料（時間）
レンタル室	4.8㎡	300円